

明治末から昭和初期における史蹟名勝天然記念物保存にみる「風景」の位置づけの変遷

Transition of Landscape's Position in the National Monuments at the Beginning of Preservation Systems, from the end of the Meiji Era to the beginning of the Showa Era

黒田 乃生* 小野 良平*
Nobu KURODA, Ryohei ONO

Abstract : Abstract : Landscape became one of objects as national monuments from 1911 to 1929, when various activities of preservation had started. At the beginning, landscape was one of many monuments to be preserved. Concepts of landscape were belonged to natural monuments in 1914. From 1915 to 1920, categories of national monuments had been discussed. Through the discussions, landscape shifted its position from natural monuments to *meisho*, which originally means a place of scenic beauty. On the other hand, natural monuments include Natural Reserve as preservation area. In 1927, new perceptions of landscapes, which focused on natural geography, were spread over to Japan. Under the influence, those new types of landscapes were designated as "natural monument and *meisho*", which indicates Natural Reserves. It shows very complicated situation for landscape as a national monuments. Along these transitions, aim of preservation also changed from development to strict preservation. Those facts suggest difficulty of creating system for preservation of landscape. In these days landscapes of Satoyama have been paid attentions as new categories both in natural parks and national monuments. Systems of how to preserve those landscapes are now developing, though difficulties of setting landscapes as objects for preservation must be unchanged.

Keywords: national monuments, preservation, landscape

キーワード：史蹟名勝天然記念物, 保存, 風景

1. はじめに

「風景」を保護あるいは保存の対象としている制度の主なものには、文化財保護制度、自然公園制度、古都保存法による歴史的風土の保存の制度などがある。このうち、歴史的経緯が最も古い文化財保護制度では「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地」で「芸術上又は観賞上価値の高い」ものを名勝であると規定している。名勝とはもともと優れた風景地をさす言葉で¹⁾、「指定基準」²⁾では「その自然的なものに関しては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの」とされていることから、「風景」を文化財として保護の対象としているといえる。

史蹟名勝の保存が国レベルで立法に向けて動き始めるのは明治43年(1910)の「史蹟勝地保存法案」からであるとされている³⁾。この時期には「近代化」によって失われる様々な物に対する危惧から「保存」や「保護」が叫ばれるようになり、また「自然の風景」が新しい風景観として大きく扱われた⁴⁾。このような動きの中で「風景」が制度において保存の対象となったのである。

史蹟名勝天然記念物保存制度の成立については主に史蹟に関するイデオロギー的⁵⁾及び歴史的環境的視点⁶⁾からの分析がある。また、同じく「風景の保護」を目的のひとつとして昭和6年(1917)に成立した国立公園も明治末から昭和の初めにかけて名勝として捉えられていた時期があった。史蹟名勝天然記念物の枠から次第に国立公園が内務省衛生局の制度として分離確立していく様子は既往研究にも詳しいが、これらは史蹟名勝天然記念物の「保護」側と国立公園の「利用」側という二極対立の末、「利用」側が勝ったという論点のものが多い⁷⁾。しかしこの議論の前提として、保護や利用の対象となった「風景」がどのような概念で捉えられていたのかは必ずしも明らかではない。そこで本研究では既往研究を踏まえて、史蹟名勝天然記念物保存という枠組みにおいて保存対象としての風景がどのように位置づけられていたのか、

その変遷を明らかにすることを目的とする。同時に、風景に対する保存の考えの変遷を把握する。対象とする年代は史蹟名勝天然記念物保存が「史蹟名勝天然記念物の保存に関する建議」によって具体的になった明治44年(1911)から、昭和初期までとする。方法は史蹟名勝天然記念物保存協会発行の定期刊行物である『史蹟名勝天然記念物』を中心とした資料分析による。

2. 史蹟名勝天然記念物保存のはじまり

—天然記念物における風景の概念—

(1) 史蹟名勝天然記念物保存協会の設立(明治44年, 45年)

史蹟名勝天然記念物保存の動きは日露戦争後に内務省を中心に始まったとされているが⁸⁾、明治44年(1911)には「史蹟名勝天然記念物の保存に関する建議」が貴族院に提出され、可決された。当時は天然記念物保存の動きが拡大し、史蹟保存との統合の結果がこの建議となって結実したとされている⁹⁾。この建議の質疑応答で米国の国立公園の紹介がされており、「世界ニ著名ナル古史蹟稀有ノ動植物絶奇ノ風景」のようなものを保存することは国際的な利益もあると説明されている¹⁰⁾。

しかし、当時の保存の動きにおいて、その対象は具体的ではなかった。前述の建議の趣旨に沿って史蹟名勝天然記念物保存協会(以下「保存協会」とする)が設立される直前に南葵文庫¹¹⁾において開かれた茶話会では「一木一石の微」に至るさまざまな事物の保存が話題にのぼっている。そのなかで「箱根風景を維持する樹木」が伐られて「古風景」を見ることできなくなっていることが、保存が急務である理由としてあげられている¹²⁾。また三好学は、天然記念物は「科学的歴史的景勝的諸方面より」保存の必要があるとし、さらに、「日本記念植物」の例として、富士裾野、日光杉並木、天橋立、松島の松、東京小金井荒川の桜などいわゆる名勝及び名勝に関連する植物をあげている¹³⁾。つまり、この時

*東京大学大学院農学生命科学研究科

期には「保存」そのものの必要性が前面に押し出されているが、その対象は明確ではなく、天然記念物を中心とした保存対象の中に風景という概念が含まれていたと考えられる。

(2) 『史蹟名勝天然記念物』創刊 (大正3年)

大正3年(1914)に創刊された『史蹟名勝天然記念物』の創刊号と第三号に保存協会の評議員神保小虎が「貴重なる天然記念物の破壊と其保護」というタイトルで天然記念物の定義とその項目について述べている¹⁴⁾。神保は天然記念物を「全く天然の状態を保ち、或は殆天然の俛なる生物又は無生物のみならず、原始の状態を存する土地にして、郷土趣味及び学術上、美観上に重要なもの。」と定義している。また、その項目の筆頭に「I区域の廣き天然記念物」、その内訳を「1、著しき元来の景色、2、天然景色の眺望地」としている。これは現在広く使われる工学的景観把握モデルにおける「対象場」と「視点場」の概念¹⁵⁾にも通じる考えをもって保存対象を規定しているといえる。

これら天然記念物の保存の考え方として、保存協会会長の徳川頼倫は、創刊号の巻頭で、郷土の保存は地方開発と逆行するものではなく、史蹟、名勝を保護することは交通機関を発達させることにもなると述べている¹⁶⁾。また、三好学はドイツの学術的な立場からの「天然保護区域」による保存と、米国の広い意味の目的を持った「ナショナル、パーク」による保存の例を紹介している¹⁷⁾。

保存協会の事業が定期刊行物という成果として現れ始めた大正3年(1914)には、保存対象としての風景は「天然記念物」の概念の中心であったともいえる。また、保存の考え方の中には開発もその視野に入っており、後に史蹟名勝天然記念物について言われる「消極的な保存」とは異なるものであったことがわかる。

3. 保存要目に見る風景の概念—天然記念物から名勝へ—

(1) 天然記念物としての「風景」(大正6年)

大正8年(1919)に史蹟名勝天然記念物保存法が制定された。保存法制定前の大正4年12月(1915)から「保存要目」、つまり天然記念物及び名勝の細目と定義が具体的に検討されはじめた。ここでは保存要目の変化から風景の位置づけの変遷を把握する。

大正4年(1915)から13回の評議を経たのち、大正6年(1917)の常務理事会で史蹟と天然記念物に関しては保存要綱(保存要目の大系)の草案が決定しているが、名勝の要目は未定に終わっている。天然記念物は其の一「動物」、「植物」、「地質礦物」、其の二「天然保護區域」にわかれており、この区分は大正9年(1921)の最終決定を経て現在まで変化していない。この時点での風景に関する記述は地質礦物の項目の後に「注意」として「(二) 亦地形風景ト関連シテ大規模ノ保存ヲ要スルモノアリ」とされている箇所のみである。また天然保護区域とは「保護スベキ天然記念物ニ富メル廣キ区域」とされ、その例として日光山、富士山、吉野群山、那智山があげられている。つまり、大正3年(1914)に神保が示した「区域の廣き天然記念物」というカテゴリーは「天然保護區域」として残されたが、その内容であった「眺望地」「景色」という風景の概念は表面的には消失している。しかし文面からは消失したものの、具体的には未だ定義されていなかった「名勝」に関連する山々を対象にしていることがうかがえる¹⁸⁾。

また、保存要綱の草案の冒頭で「例言」として、「所謂保存ストハ其ノ物若クハ其ノ所在地ヲ併ハセ又ハ其ノ地若クハ其ノ地域ノ全部若クハ一部ヲ適當ニ保存シ若クハ之ニ保存ノ施設ヲ為スノ謂ヒナリ」と「保存」が定義されている。保存の考え方として「物」から「地域」までがその対象であることが示されている。「其ノ地若クハ其ノ地域」という言葉からもわかるように、ここでいう「地域」はいわゆる「土地」とは異なる概念である。つまり特定の「動物」や「植物」という対象物の基盤としての「土地」のみならず、そこに成立する現在で言う「環境」全体をも包括し

た概念としての「地域」であり、この段階では保存の手段としてこうした概念が設定されていたと考えることができる。

「名勝」の要目が決定しなかった理由は「名勝と称する意義の包含するところが極めて模糊として、其の輪郭範囲は一言にして蓋すこと能はざるなり。一中略一物其のものよりも、其の外部の事情の及ぼす影響多き為め」困難の上にも困難であったとされている¹⁹⁾。このときの保存の考え方として、前出の徳川頼倫は、史蹟名勝の保存が「國體、國民性、郷土の美、國土の美を保存する」ことであり、また保存が「消極的」な仕事ではないかといわれているが、むしろ「積極的」に進むのである、と述べている²⁰⁾。この時点では、「美」が保存の対象となっており、「美」の現れる表象として「國土」「郷土」といった「地域」の概念が含まれていると考えることができる。また、保存という事業に関して徳川頼倫の史蹟名勝天然記念物を「保存」するだけでなく「助長發揮」する²¹⁾という論旨が継続されていると見られるが、「積極的」であると述べなければならないということは同時に保存が「消極的」であると言われていたことがわかる。

(2) 風景の概念の「天然記念物」から「名勝」への移行(大正8年)

その後「微細の點に至るまで考究論議の結果」、大正8年(1919)に名勝の草案が脱稿し、史蹟、名勝、天然記念物の要目が出揃った。天然記念物は1917年(1917)と同じ内容である。

ここではじめて明らかにされた名勝の要目は26種類にも上っており、公園、名所、古城、松林などその形態も大きさも様々で、洞穴など天然記念物の項目との重複もある²²⁾。特筆すべきは名勝の要目の一番目が「風景ヲ眺メ得ル地點」となっていることで、これは大正3年(1914)の天然記念物の一部に考えられていた「2、天然景色の眺望地」と重なるものであり、「視点場」を保存対象とする考えが天然記念物から名勝に移行していることがわかる。

また名勝の要目の冒頭に「史蹟天然記念物ト重複スルモノアルモ其ノ目的ヲ異ニス」と書かれているが、どのように「目的」が異なっているのかについては述べられてない。これについてはその後の三好学の著述から推測できる。「彼の名勝の保存の場合では、観覧者の便利を図って道路や旅館を設け、多少の現状変更も止むを得ないが、天然記念物は専ら学術の為に保存を図るのであるから名勝の場合とは保存の目的が異なり、随って、管理の方針も違ふ点があるのは当然である。²³⁾」つまり、名勝は目的のうちに「利用」を含んでいる点が天然記念物との違いであると考えられていたといえる。要目の最後には「名勝ハ成ル可ク天然ノ風景ヲ保存シ濫リニ人為的变化ヲ加ヘテ所在ノ風景ノ俗化セザルヤウ注意ヲ要ス」と但し書きが添えられている。この時点では名勝の主な概念にその後中心となる公園及び庭園等よりも、「天然の風景」が置かれていたことがわかる。なお、「保存ストハ」という大正6年(1917)の草案の「例言」は継続されている。

同じ大正8年(1919)には史蹟名勝天然記念物保存法が制定された。法律を検討する特別委員会では「鉄道運輸」が名勝を破壊するのではないかとこの質問に対し、政府委員の山縣治郎は、交通運輸の目的と保存の目的の調和は非常に難しいが、よく調査してその実行方法を決めていくこととなる、と答えている²⁴⁾。また、法律制定に際して三好学は、保存の目的は国宝として見る価値のあるものをできるだけ完全に残すことであり、それは「学術の研究上」だけでなく、「國體上」もっとも必要であると述べている。さらに、まず保存する物の価値を判断する必要があり、そのために「専門家に託して篤と其価値を調査せしむる必要」があるとしている²⁵⁾。この時点で保存の目的から「國土美」が消え、かわって「國體」が強調されており、具体的な保存の方法としてまず「調査」としている点がそれまでとは異なっている。

(3) 確定された保存要目における風景の概念(大正9年)

大正9年(1921)に史蹟名勝天然紀念物保存要目が制定された。天然紀念物に関しては項目の増減があり、また文言も政治的な背景とともに変化がみられる²⁶⁾。この最終案では大正6年(1917)の時点で風景に言及していた地質礦物に関する「注」が削除されている。また、天然保護區域は「保護スヘキ天然紀念物ニ富メル代表的一定ノ区域」とされ、具体的な例示も削除されている。つまり、文面上、風景の概念は天然紀念物において消失した。

また、名勝の要目は26種類から天然紀念物や史蹟との重複を排除したと考えられる11種類にまとめられている²⁷⁾。その結果草案にあった「目的ヲ異ニス」の但し書きは削除された。さらに、一番目の項目であった「風景ヲ眺メ得ル地點」が最後の11番目になり「著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地點」に変化している。また、10番目には「著名ナル海岸、島嶼其ノ他景勝ノ地」が加えられ、「成ル可ク天然ノ風景」云々という但し書きは削除された。

さらに草案に附されていた「例言」も削除され、全体として保存の考え方における「地域」の概念はなくなった。つまり保存手段としての「地域」という概念はここで一旦消えているのである。その一方で、大正10年(1921)に出版された保存要目解説の名勝の冒頭には「優秀ナル人工物及自然現象ヲ総称スルモノニシテ其範圍甚ダ広シト雖モ、史蹟及天然紀念物ノ部ニ編入サレタルモノハ之ヲ省ケリ」とあり、名勝の要目が、史蹟及び天然紀念物以外の部分を網羅するように決定されたことが伺える²⁸⁾。またこの説明の中では名勝は「甚ダ広域ニ亘レル」けれども、この要目にはそれを省いているので「名勝トシテ尚蓋サバルトコロ多カルベシ」と広い地域に対する要目を欠いていることへの言い訳が加えられ、このような欠落に対しては(富士、日光などの)「代表的ノ地域ヲ限定シテ保存區域トシ」て保存する必要があると述べられている。これに関して名勝の要目の作成に関わったと考えられる²⁹⁾井上禮之助は、風景を完全に保存するためには「国立公園」若しくは「天然保護區域」というものの必要があると述べている³⁰⁾。「解説」で例にあげられている富士、日光はいずれも前回の草案で天然保護區域の例としてあげられており、保存対象としての「天然の風景」が天然紀念物と名勝の間で揺らいでいる様子がわかる。

最終の保存要目では名勝が保存対象として風景の概念を包含しているものの、決定方法は天然紀念物と史蹟を優先したものであった。また全体の保存の考え方から「地域」の概念が消失し、草案の段階で中心であった「天然風景」について広い範囲のものはその対象にならず、保存すべき風景という目的を持っているはずの名勝は輪郭があいまいなままスタートしたといえよう。事実、その後も「名勝」の意味が明瞭でないという指摘をされている³¹⁾。

大正10年(1921)には内務省衛生局による16箇所の国立公園の調査が始まった³²⁾。国立公園設立の動きに伴って、保存協会でも「史蹟名勝天然紀念物竝に國設公園研究に関する大講演会」を厳島町で開催している。ここで徳川頼倫は國設公園が「大規模の名勝地域・風景地域」であるとしており³³⁾、先述の要目の内容とは逆に「國設公園」のような広い風景地を名勝として保存の対象にしようとしていたことがわかる。この時期には「風景の保護と利用」を前面に押し出した田村剛を中心とする国立公園の考え方へのさまざまな反応という形で史蹟名勝天然紀念物の保存の議論が展開された。例えば利用が必要であるという立場では井上禮之助³⁴⁾、分離し決して混同すべきではないという立場では上原敬二³⁵⁾、また両者を「適當に結びつける」という立場では徳川頼倫³⁶⁾があげられる。こうした議論から国立公園思想の「利用」に対する史蹟名勝天然紀念物思想の「保存」という現代的評価の構図が確立されたと考えることができ、国立公園設置の動きが保存に対する考え方にも影響を与えたといえよう。

4. 新しい風景観への史蹟名勝天然紀念物保存の対応

(1) 「名勝及び天然紀念物」の指定

昭和2年(1927)に決定された日本新八景が新しい風景観を生み出した経緯はすでに知られている。この選定の中心となったのは「史蹟名勝天然紀念物保存法」を成立させ、国立公園制度を誕生させる中心勢力であったとされている³⁷⁾。国立公園の立役者でもある田村剛自身もこの盛り上がり「国立公園運動への時機到来」と見て同じ昭和2年(1927)に国立公園協会の設立を図った³⁸⁾。

このような状況に保存協会は「名勝及び天然紀念物」という指定によって対応している。新八景の候補地にはすでに名勝に指定されているところもあるが、一方で将来指定すべきところも多くある、この日本新八景の候補地を国としても調査をし「両者の間に一大矛盾を生じ」ないようにしたほうがよい、という記事が掲載され³⁹⁾、その直後に同じ理由で、上高地、瀧八丁、那智瀧、室戸岬、十和田湖の調査を開始している⁴⁰⁾。これらの調査地はいずれも日本八景及び二十五勝に選ばれたもので、「従来消極的であると批准せられて居た本省がこの大々的調査を執行(内務省)」と意気盛んな様子が文面から伝わってくるものの、実は同じ内務省衛生局によって上高地は大正10年(1921)に、十和田は大正14年(1925)に国立公園設立のための調査が終了している。昭和3年(1928)に上高地、瀧八丁、十和田湖は次々と「名勝及天然紀念物」として、また、室戸岬は「名勝」、同時に「室戸岬亜熱帯性樹林及海浜植物群落」が天然紀念物に指定された⁴¹⁾。

「名勝及天然紀念物」は大正13年(1924)から昭和48年(1973)まで46箇所が指定されているが、昭和3年(1928)第13回指定会議による指定は多分に国立公園を意識したものであった。この「名勝及天然紀念物」はすなわち天然保護區域に該当し、大きな範囲を保存するもので、ここきて「初めて完全なる天然紀念物の保存が」行われることになった、とされているのである⁴²⁾。また天然保護區域には「絶対保存地區と相対保存地區」が存在するというゾーニングの必要性も提示されている。このゾーニングが史蹟名勝天然紀念物保存において実際に適用されることはなかったが、昭和6年(1931)に制定された国立公園法における「特別地域」と「普通地域」の考え方はこれに類するものといえる。

以上から、新しい風景を保存の対象とするために結果的に「地域」を保存対象とすることのできる「天然保護區域」の概念を流用し、制度としては「名勝及び天然紀念物」という指定になったことがわかる。大正9年(1920)の保存要目では名勝に含まれていた風景の概念はふたたび天然保護區域、すなわち天然紀念物の一部として取り込まれることになった。

また、上記の指定に先立つ調査も実質的な対象は「風景を形成する天然紀念物」で、理学系の学者が担当した。それぞれの報告書を概観すると、大正10年(1921)に調査のあった十和田を除いてそのほとんどは植生と地質に関するものである⁴³⁾。つまり、新しい風景を保存対象とするための調査内容も物的対象としての天然紀念物の科学的な現存の価値を示す他はなかったことがわかる。

(2) 史蹟名勝天然紀念物保存行政の衰微

昭和4年(1929)に史蹟名勝天然紀念物の所管は内務省地理課から文部省へ移管され、史蹟名勝天然紀念物と国立公園の関係は新たなものとなった。この事務移管に関して内務事務次官児玉九一は史蹟と天然紀念物の保存に関する問題点と「公園」という視点をに入れることによる解決案を示しているが、名勝のことは述べていない⁴⁴⁾。また、事務移管の後保存協会の会長となった文部大臣勝田主計は移管後の事業費が大いに削減されたこと、保存事業が地味であるために一般社会から認められにくいのではないかと述べている⁴⁵⁾。こうした「消極的な」姿勢への批判⁴⁶⁾、予算の大幅削減により史蹟名勝天然紀念物行政が弱体化したと考えられる。

同じ昭和4年(1929)には史蹟名勝天然紀念物の保存要目が改

訂され、12番目の項目として「特色アル山岳、丘陵、高原、平原、河川及温泉地」が追加された。これは保存要綱決定時に問題となっていた欠落を補完する項目であるが、同時に先年に指定した「天然保護区域」の概念をも含んでおり、名勝の保存要目は結果としてさらに曖昧になったといえることができる。

5. まとめ

史蹟名勝天然記念物保存が制度として確立する明治末から昭和初期にかけて、保存対象としての風景という概念は、「天然記念物」から「名勝」へ、その後「名勝及び天然記念物」へと定義が模索されながらも結局確立されえなかったことが明らかになった。こうした動きに伴って保存の手法としての「地域」の概念は当初は想定されていたものの「名勝」の枠組の中で規定することができず、それに替わるものとして「天然記念物」の中の「天然保護区域」として風景の概念とうまくかみ合わないまま設定され、これに近い手法がその後国立公園へと受け継がれた。保存に対する考え方も「国土美」から「國體」へと概念が抽象化する一方、具体的には「利用と保存」から「調査」に偏る消極的保存へと変化することが明らかになった。

揺籃期におけるこうした状況は、果たして「風景」は「保存」の対象たりえるのか、という根本的な問題をはらんでいることを示唆している。風景は物理的な空間を見ることによって生じる現象であるともいわれているが、それを制度として保存する場合には見る対象である「地域」を設定しそこに存在する「もの」を制御することになる。現象を「保存」することを「もの」を制御することに変換することの難しさを、これを最初に手がけた史蹟名勝天然記念物保存における風景概念の混迷に見ることができた。

後に田村自身が述懐しているように国立公園制度は結果的に「保護」に対して弱いものとなった⁴⁷⁾。また、田村は「国家記念物」は自然公園と所管を総合するべきであるとも述べているが⁴⁸⁾、国立公園を含む自然公園の制度はその後、法はそのままに「風景」の保護から「自然」保護へとその目的を変化させていく⁴⁹⁾。また、文化財保護法の制定や自然環境保全地区制度の導入などにあたり、文化財である「天然記念物」と環境省の自然保護事業はその重複する部分に関して調整が図られているが⁵⁰⁾、保護の対象としての「風景」に関してはそれぞれの所管で進めているのが現状である。

平成14年4月(2002)自然公園法が改正された。この改正では「里山」などの保全を目的とした「風景地保護協定制」が創設された⁵¹⁾。一方、文化庁では平成15年(2003)に農林水産業に関連する「文化的景観」を文化財として保護の対象とする方向性を明らかにした。これも「里山」の景観の保護に対する要請が背景となっているとされている⁵²⁾。自然風景にかかわって「里山」の風景が保護の対象となりつつあるが、こうした制度によって「風景」がどのように「保護」されるのか。「風景」の概念のもつ曖昧さを制度に移し変える困難は変化していないはずである。

補注・文献

- 1) 中村 一 (2000)：名勝保全の問題点：月刊文化財 No.438, 18-20
- 2) 「特別史蹟名勝天然記念物及び史蹟名勝天然記念物指定基準」(昭和26年5月10日文化財保護委員会告示2号)
- 3) 高木博志 (1991)：史蹟・名勝の成立：日本史研究351号, 63-88
- 4) 加藤典洋 (2000)：日本風景論：講談社文芸文庫, 183-194
- 5) 前掲3)
- 6) 西村幸夫 (1993)：「史蹟」保存の理念的枠組みの成立：日本建築学会計画系論文報告集第452号, 177-186
- 7) 田中正大 (1981)：日本の自然公園、依造三 (2003)：日本の造園学と国立公園を生み育てた二人の先覚者：国立公園611, 16-22
- 8) 「地方の模範村の調査」に端を発した「地方名君の事蹟」調査に始まった(史蹟名勝天然記念物保存協会(1939)：史蹟名勝天然記念物保存法施行二十周年記念談話会：史蹟名勝天然記念物14-16, 28-31)
- 9) 前掲7)

- 10) 第27回帝国議会議事録第十七号：貴族院議事録(1981)：東京大学出版会, 284
- 11) 南葵文庫は大正15年まで史蹟名勝天然記念物保存協会があった場所。
- 12) 史蹟名勝天然記念物保存に関する茶話會(1911)：南葵文庫報告第参37-42
- 13) 三好学 (1911)：日本記念植物の保存に就て：前掲12, 24-25
- 14) 神保小虎 (1914)：貴重なる天然物の破壊と其保護(承前)：史蹟名勝天然記念物第一卷第三号, 21-23
- 15) 篠原修 (1982)：新体系土木工学59：技報堂出版, 29-33
- 16) 徳川頼倫 (1914)：祝福と冀望：史蹟名勝天然記念物第一號
- 17) 三好学 (1914)：歐米各國に於ける天然記念物保存事業視察談：史蹟名勝天然記念物第一卷第一号, 3-4, 第二号, 11-12
- 18) たとえば、大正6年の「名山に関する講演會」において吉野山は「史蹟と名勝と天然記念物」を兼ねていて富士山は「高くして名勝たるもの」、などとされている。(徳川達孝(1918)：名山の種類及其意義：史蹟名勝天然記念物第2卷第1号, 2-4)
- 19) 保存要綱草案脱稿(1919)：史蹟名勝天然記念物第三卷第二號, 12-14
- 20) 徳川頼倫 (1918)：国土美の保全事業：史蹟名勝天然記念物第二卷第五号, 33-34
- 21) 徳川頼倫 (1917)：國民性破壊の颯風豫防：史蹟名勝天然記念物第二卷第十五号, 197-199
- 22) 保存要綱草案脱稿(1919)：史蹟名勝天然記念物第三卷第二號, 12-14
- 23) 三好学 (1926)：天然記念物解説：富士山房, 80
- 24) 大正8年 第41回帝国議会議事録第一號：帝国議会議事録10(1983)：臨川書店, 423-427
- 25) 三好学 (1919)：史蹟名勝天然記念物保存法の発布に就て：史蹟名勝天然記念物第三卷第七号, 49-50
- 26) 保存要綱に就て(1921)：史蹟名勝天然記念物第四卷第一號, 8-12
- 27) 前掲26)
- 28) 内務省 (1921)：史蹟名勝天然記念物保存要目解説名勝之部, 5-25
- 29) 保存要綱起草協議の次第概要(1918)：史蹟名勝天然記念物2-1, 1
- 30) 井上禧之助 (1922)：風景及天然記念物と瀬戸内海：史蹟名勝天然記念物第五卷第六号, 61-65
- 31) たとえば、井上禧之助 (1922)：風景と其の保存：史蹟名勝天然記念物5卷7号, 國府種徳(1927)：名勝地の保存に就て：同3卷2号
- 32) 阿寒湖, 登別, 大沼, 十和田湖, 磐梯山, 日光, 富士山, 立山, 白馬, 上高地, 大台ヶ原, 伯耆大山, 小豆島・屋島, 阿蘇山, 温泉(うんぜん)岳, 霧島山の16ヶ所
- 33) 徳川頼倫 (1922)：巖島勝景の感化力：史蹟名勝天然記念物第5卷第3號, 1
- 34) 前掲31)
- 35) 上原敬二 (1922)：国立公園の眞意義：史蹟名勝天然記念物5卷8号, 9号, 87-90, 100-102
- 36) 徳川頼倫 (1922)：國設公園と民衆公園：史蹟名勝天然記念物第5卷第10号, 109-110
- 37) 白幡洋三郎 (1992)：日本八景の誕生：『環境イメージ論』：弘文堂, 302-304
- 38) 田村剛(1951)：日本の国立公園：(財)国立公園協会, 28, 29
- 39) 日本新八景の推薦問題(1927)：史蹟名勝天然記念物2卷7号, 558
これに関しては赤坂信(2000)：昭和初期における名勝保護と公園事業をめぐる論議：月刊文化財No.438, 21-25に詳しい
- 40) 本省における本夏の名勝地調査概要(1927)：史蹟名勝天然記念物2卷8号, 647
- 41) 那智瀧に関しては、昭和3年(1928)に「那智原生林」が天然記念物として「那智大滝」昭和47年(1972)に名勝指定された。
- 42) 第十三回指定會議と天然保護区域の設定問題(1928)：史蹟名勝天然記念物3卷1号, 86-87
- 43) 史蹟名勝天然記念物保存協会(1928)：上高地天然記念物調査報告書：刀江書院, 文部省(1930)：天然記念物及名勝調査報告書植物之部第九輯：刀江書院, 79-87, 内務省(1926)：天然記念物調査報告書植物之部第三輯：白鳳社, 36, 史蹟名勝天然記念物保存協会(1928)：天然記念物及名勝調査報告書植物之部第八輯, 33-38
- 44) 児玉九一(1928)：史蹟名勝天然記念物の保存と公園行政：史蹟名勝天然記念物3卷1号, 8-20 この件に関しては赤坂(前掲)に詳しい。
- 45) 勝田主計(1929)：事務移管に際して：史蹟名勝天然記念物4卷1号, 1-3
- 46) 赤坂信(2000)：前掲39
- 47) 田村剛(1948)：国立公園講和：明治書院, 70-71, 86-88
- 48) 前掲書38), 86-87
- 49) 堀繁(1993, 1994)：わが国の国立公園の計画管理の実態とその変遷に関する研究1, 2：東京大学農学部演習林報告90,91,97-182,137-209
- 50) 文化庁(2001)：文化財保護法五十年史：ぎょうせい, 230-231
- 51) 環境省(2003)：環境省自然環境局パンフレット, 17
- 52) 農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会(2003)：「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)」：文化庁文化財部記念物課, 1